

燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた 規制の再点検に係る工程表の作成について

2010年12月

1. 目的

水素エネルギーは、利用段階ではCO₂を排出しない低炭素型のエネルギー媒体であり、今後、民生・産業部門の分散型電源システムや輸送用途の有力なエネルギー源の一つとして一層の活用が期待される。2010年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、国は、燃料電池自動車について、2015年からの普及開始に向け、水素ステーション等の水素供給インフラの整備支援を推進することとしている。

燃料電池自動車の本格的普及のためには、燃料電池自動車用水素ステーション等の水素供給インフラの整備コストを大幅に下げる必要がある。このため、高圧ガス保安法に定める圧力容器の設計基準、使用可能鋼材の制約等の規制への対応が課題となっている。こうした点を踏まえ、関係省庁は、安全確保を前提に、技術の進展に合わせた燃料電池に係る規制の再点検を行うこととした。

2. 検討の経緯

燃料電池の実用化に関して、「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」が2002年に設置され、事業者団体からの規制再点検に係る要望項目について、再点検の道筋を取りまとめた。これに従い、2005年に、燃料電池自動車の今後の普及を見込み、40MPa以下の圧縮水素を充填するための特定圧縮水素スタンドに係る基準として、高圧ガス保安法一般則第7条の3が追加された。また、当該特定圧縮水素スタンドを給油取扱所内に設置するための基準として、危険物の規制に関する政令第17条第3項第5号の追加等が行われた。さらに、用途地域による立地規制の緩和に係る建築基準法施行令の改正が行われた。

その後、2009年3月に発足した行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会（以下、分科会という。）において、国民生活や経済活動に影響を与える規制・制度について見直しの検討が行われ、その結果、「規制・制度改革に係る対応方針（2010年6月18日閣議決定）」において、2010年中に水素ステーションに係る規制の再点検及びその結果を踏まえた対応について今後の具体的な工程表を作成することが決定された。

当該決定を踏まえ、関係省庁は事業者団体等からのヒアリングを行い、関係者との協議を行って、規制の再点検に係る工程表を別紙のようにとりまとめた。

3. 工程表を作成した検討項目

具体的には、2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、以下の16項目について、工程表を作成した。

＜工程表に盛り込まれた項目＞

1. 70MPa 水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備
2. CNG スタンドとの併設をより容易にするための設備間距離規制の緩和
3. 保安検査の簡略化に向けた保安検査基準の策定と保安検査方法告示での指定
4. 市街地における水素保有量の増加
5. 設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化
6. 例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大
7. 圧縮水素運送自動車用複合容器の最高充填圧力引上げ（35MPa→45MPa 程度）のための例示基準の改正
8. 圧縮水素運送自動車用複合容器の安全弁に熱作動式安全弁（ガラス球式）を追加するための附属品の例示基準の改正
9. 圧縮水素運送自動車用複合容器・附属品に対する刻印方式の特例の創設
10. 水素スタンド蓄圧器への複合容器使用に向けた技術基準適合手続の簡略化
11. 水素ステーション併設に係る給油取扱所の規制の合理化
12. 公道とディスペンサーとの距離に係る障壁等の代替措置の創設
13. セルフ充填式水素スタンド実現に向けた高圧ガス製造の許可を受けた者以外による水素の充填行為の許容
14. 水素ディスペンサー周辺の防爆ゾーン基準の明確化
15. 公道でのガス欠対応のための充填場所の確保
16. フル充填に向けた最高充填圧力の変更と例示基準の改正

4. 工程表のフォローアップについて

今回作成された工程表について、関係省庁は毎年フォローアップを行い、進捗状況により見直しを行うものとする。